

# 住宅リフォーム支援事業のお知らせ

豊見城市民が市内の施工業者を利用して、既存住宅のリフォーム工事を行う場合に、その費用の一部を補助します。

## ◆申請できる人

次の要件を全て満たすもの

- ・豊見城市に住民登録し、現に居住する者※1
- ・市税等を滞納していない者

※1 空き家の場合、工事完了後に対象住宅（空き家）に居住予定の者も対象となります。

## ◆対象となる住宅

市内にある建築後1年以上経過した次の住宅

- ・自己所有住宅
- ・借家、共同住宅等（住居専用部分のみ）
- ・1年以上居住者がいない一戸建て住宅（空き家）

## ◆対象となる工事

次の工事のうち、総工事費が20万円以上のもので、令和9年1月末までに工事完了となるもの

- ・バリアフリー改修工事
- ・省エネ改修工事
- ・空き家改修工事
- ・住宅の耐久性を向上させる改修工事
- ・子育て支援改修等工事
- ・テレワークの推進改修等工事 など

## ◆補助額

対象工事費の20%以内、補助限度額20万円以内

## ◆工事を行う業者について

- ・市内に本社、支店等を有する事業者
- ・市内に事務所を有し、かつ本市に住民登録している個人事業者

## ◆応募受付について

令和8年6月15日（月）～8月14日（金）までを受付期間とします。

- ・当該事業は応募枠に限りがあるため先着順とし、予算に達し次第受付を終了とします。
- ・上記受付期間内に応募枠に達しない場合は、受付期間を延長し、予算に達し次第受付を終了とします。（上記受付状況については、市HPまたは下記問い合わせ先にご確認ください。）

## 《注意事項》

※ 既に工事着手又は完了している工事については、本事業の対象外となります。



お問い合わせ 豊見城市役所 都市計画課（豊見城市役所3階） ☎850-5332